

トレーニングスタジオ est. 利用規約

(名称)

第 1 条 本トレーニングスタジオの名称を「50 代からのフィジカルフィットネス トレーニングスタジオ est.」とし、所在地は多摩市諏訪 3-14-10 とします(以下「本クラブ」といいます)。

(運営)

第 2 条 本クラブは、Office K(以下会社という)が経営し、管理運営を行います。

(目的)

第 3 条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用して心身の健康維持及び増進を図り、会員の健康寿命の延伸、及び地方財政における社会保障費の適正化に貢献することを目的とします。

(適用範囲)

第 4 条 本規約は、本クラブの会員並びに本クラブを利用または入会しようとする全ての方に適用します。

(営業日・営業時間)

第 5 条 当クラブの営業日及び営業時間は次の通りとします。

(1)営業日：年末年始(12月31日～1月3日)を除くすべての日

(2)営業時間：別途定めた上で施設内に掲示する。

(提供するサービス内容)

第 6 条 当クラブで提供するサービスは次の通りとします。

(1)マシンを使用した筋力トレーニング指導

(2)専任講師による各種プログラムの提供

(3)リハビリ専門職等による個別トレーニング指導

(4)リハビリ専門職等による各種生活改善指導

(5)レンタルスタジオとしての施設設備の提供

(会員制度)

第 7 条 本クラブは会員制とします。

2 本クラブに入会される方は、本規約等に同意した上で、本クラブの指定する書類等を提出し手続きを完了させます。

(入会資格)

第 8 条 本クラブの入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方とします。

(1)本規約並びに本クラブの各種規定を遵守する方

(2)年齢が概ね 40 歳以上の方

(3)暴力団その他反社会的な組織に所属していない方

(4)医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がない健康状態である方

- (5) 感染症その他、他人に感染する恐れのある疾病を有しない方
- (6) 日常生活が自立し、本クラブの利用に際し介助を必要としない方
- (7) 保清面・言動・行動等において、他の会員が著しく不快と感じる状態が認められず、会社が集団利用に対して適当と認めた方
- (8) 上記 4 号 5 号並びに第 16 条に定める遵守事項に対し誓約書を提出いただいた方

(入会手続き)

第 9 条 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。

- (1) 会社所定の申込書類により入会申込手続きを行っていただきます。
- (2) 入会金、年会費の他、入会申込書で選択した月会費等の支払い手続きを行っていただきます。
- (3) 会社が定める誓約書、同意書の提出をいただきます。
- (4) 一旦納入した入会金及び年会費は、原則として返還しません。

(会員資格の取得)

第 10 条 第 9 条の手続きが完了し、入会申込書に記載の「利用開始日」をもって会員資格を取得したものとします。

(年会費の額の算定ならびに支払い方法)

第 11 条 年会費は、毎月 1 日を基準日として発生するものとし、その有効期間を 1 年間とします。入会申込書に記載の「入会日」が月の中途であった場合においては、当該月の 1 日にさかのぼって発生するものとします。

2 年会費の支払方法は、当該月の初回の利用時に現金にて支払うものとします。

但し、月会費制の会員種別を選択された会員については口座振替とします。

3 年会費未納期間に利用された場合はビジター料金とします。

(利用料)

第 12 条 会員は、当クラブの利用にあたり、それぞれの会員種別に沿った利用料をお支払いいただきます。

2 月会費制の会員種別においては口座振替をご利用いただきます。会員の都合により振り替えができなかった場合においては一般会員として、ご利用の都度 1 回あたりの料金をお支払いいただきます。

(会員種別及び利用料)

第 13 条 本クラブの会員種別は以下の通りとし、会員はいずれかの種別を選択して在籍するものとします。表記する料金はすべて消費税を含んだ金額とします。

- (1) 一般会員：全ての営業時間において、回数、トレーニングメニューに制限なく当クラブを利用できる会員種別です。1 回あたり 1,200 円の利用料をお支払いいただきます。回数券もご利用いただけます(1 回あたり 1,000 円)。1 回あたりの利用時間は 1 時間です。

- (2)マシン会員：マシントレーニングに特化した月会費制の会員種別です。マシントレーニング実施時間帯に限り、月に何回でもご利用いただくことが可能です。1回のマシントレーニングの利用時間は1時間以内です。月あたり5,000円の利用料をお支払いいただきます。
- (3)土日夜間マシン会員：土日夜間のマシントレーニング実施時間帯にのみ、制限なく月に何回でもマシンを利用できる会員種別です。1回の利用は1時間以内です。月あたり4000円の利用料をお支払いいただきます。
- (3)ゴールド会員：全ての営業時間において、回数、トレーニングメニュー、時間に制限なく当クラブを利用できる会員種別です。1ヵ月あたり6,000円の利用料をお支払いいただきます。
- (4)プラチナ会員：全ての営業時間において、回数、トレーニングメニュー、時間に制限なく当クラブを利用できる他、理学療法士・作業療法士による専門的評価に基づいたトレーニングメニューの立案、月2回の個別指導(1回あたり15分以内)、効果測定等をセットにした会員種別です。1ヵ月あたり10,000円の利用料をお支払いいただきます。
- (5)ビジター利用：会員登録されていない方でもビジターとして利用することができます。利用時に利用申込書と誓約書をご記入いただきます。1回あたり1500円の利用料をお支払いいただきます。施設の利用時間は1時間以内です。

(オプションサービス)

第14条 本クラブのオプションサービスの種別は以下の通りとします。オプションサービスは原則予約制です。希望する会員は、別途オプションサービス利用申込書に記入の上、事前に利用料を支払うことでサービスを受けることができます。

(1)個別トレーニングメニューの立案

理学療法士または作業療法士が、専門的見地に基づきトレーニングメニューを立案し、必要に応じて個別指導に入ります。初回及び一ヶ月後に体力測定を実施し効果測定を行います。1回あたり5,000円をお支払いいただきます。

(2)個別トレーニング指導

理学療法士または作業療法士または健康運動指導士が、個別に会員の状態を評価し、トレーニングのポイント等の指導を行います。1回あたり15分で利用料は2,000円をお支払いいただきます。

(3)個別相談・メンテナンス指導

個別に会員の状態を評価し、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等がお身体のメンテナンスについて指導を行います。1単位15分ごとに2,000円の利用料をお支払いいただきます。

(貸切利用)

第 15 条 当クラブは、当クラブが指定する時間・曜日において、次の種別及び料金にてスタジオを貸切でご利用いただけます。

①トレーニングスペースのレンタル：1 枠 1 時間 10 分以内で 6,000 円をお支払いいただきます。月単位で毎週予約された場合においては 1 回あたり 1000 円を割引させていただきます。ただしこの場合、1 か月以内のお申し込み分についてはキャンセルできません。

②ワークスペースのレンタル：午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00）、夜間（17:30～20:30）の 3 区分とし、1 区分あたり 4,000 円をお支払いいただきます。月単位で毎週予約された場合においては 1 回あたり 1000 円を割引させていただきます。ただしこの場合、1 か月以内のお申し込み分についてはキャンセルできません。

2 前項①と②は同時に他の個人及び団体が使用する場合があります。

3 貸切利用は事前予約制とします。電話または直接来店にてお申し込みください。

（告知義務および通知義務）

第 16 条 会員は、申込書その他本クラブに提出する書類において、事実を通知するものとします。

2 会員は、前項において通知した事実に変更が生じた場合、速やかに本クラブに通知し所定の手続きを行うものとします。

3 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、本クラブは当該損害に対する責を負いません。

（遵守事項）

第 17 条 会員は、本クラブの利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

(1) 自らの体調、体力等を考慮し、自己の責任と危険負担において運動の実施可否の判断を行ってください。また治療中の症状がある場合は主治医の承諾を得たうえで運動を行ってください。本クラブが必要と認めたときは、医師の健康診断書の提出に応じてください。

(2) 所持品の管理は自らの責任で行ってください。当クラブには鍵付きロッカー等はありません。

(3) 他者の迷惑となる行為、施設内の秩序を乱す行為は行わないでください。

(4) ペットを連れて施設内に立ち入らないでください。

(5) その他、本規約および施設内諸規定を遵守し、店舗スタッフの指示に従ってください。

（会員資格の譲渡、貸与の禁止）

第 18 条 会員資格は、他に譲渡、相続その他包括継承、または貸与できません。

（会員証）

第 19 条 本クラブは、会員に対して記名式会員証（以下会員証という）を発行するものとし、会員証の使用は記名者本人に限定します。

- 2 会員は、本クラブの利用にあたり、会員証を提示または提出します。
- 3 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに所定の失効手続きをとると共に再発行の申請手続きをとる事とし、その費用を負担します。

(会員以外への本規約の適用)

第 20 条 ビジター利用の方においても、本会則は適用されるものとします。

(自動継続)

第 21 条 会員資格は、会員による退会手続き、会社による会員の除名手続き、その他会員資格喪失の場合を除き、自動的に継続されます。

(会員種別変更)

第 22 条 会員は、所定の書面を提出することにより、会員種別を変更できるものとします。

- 2 月会費の発生する会員種別の場合において、月途中の会員種別の変更であっても、いったん払い込まれた会費は返還いたしません。

(退会)

第 23 条 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、所定の書面により手続きを完了していただきます。

- 2 退会が1年に満たない場合(月会員の場合は月の途中の退会)であってもすでに支払った年会費については返還いたしません。尚、退会日までの施設利用の有無を問わず、在籍期間中の諸費用の支払い義務を免れることはできません。
- 3 会費を含む諸費用等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納していただきます。
- 4 会員が自己都合により年会費を3か月以上滞納した場合は、自動的に退会扱いとします。

(会員資格の喪失)

第 24 条 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとします。

- (1)第 23 条に定める退会を申し出、当クラブがこれを承認したとき。
- (2)第 25 条により除名されたとき。
- (3)会員本人が死亡したとき。
- (4)第 27 条により入会手続きした施設の全部を閉鎖したとき。

2 会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を返還いただきます。

3 会員が会員資格を喪失した場合、会社は、既に会員より支払われた費用を一切返還しないものとします。

(会員の除名)

第 25 条 会員が次の各号に該当した場合、会社はその会員を本クラブから除名する事ができます。

- (1)第 8 条の入会資格を喪失したとき。

- (2)本クラブの規約及び諸規則に違反したとき。
- (3)他の方や施設スタッフを誹謗中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
- (4)他の方や施設スタッフに対し、程度の有無を問わず暴力行為(暴力的言動・威嚇行為・意図的な器物破損行為を含む)が認められたとき。
- (5)ストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為及びそれに類する行為があったとき。
- (6)クラブの施設・器具・備品の損壊や無許可で備え付け備品を持ち出したとき。
- (7)執拗な面談要求、苦情の申し出等、その他の方法で施設スタッフを著しく拘束し、業務に支障をきたしたとき。
- (8)法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- (9)刃物など危険物を館内に持込んだとき。
- (10)諸費用の支払いを滞納し、催告を受けても完納しないとき。
- (11)その他会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

(施設利用の禁止、退場)

第 26 条 会員が次の各号に該当するときは、会社は当該会員に対して施設利用の禁止、または退場を命じることができます。

- (1)刺青があるとき、タトゥー(シールを含む)が見えているとき。
- (2)集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3)酒気を帯びている場合、薬物を使用している場合。
- (4)医師から運動を禁じられている場合。または症状からみて施設利用が困難と判断される場合。
- (5)本規約及び会社が別に定める諸規則を遵守しない、或いは施設スタッフの指示に従わない場合。
- (6)その他、正常な施設利用ができないと当クラブが判断した場合。

(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

第 27 条 次の各号に該当するときは、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることがあります。その場合、緊急の場合を除き、原則として一週間前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されたりすることはありません。

- (1)気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3)定期休業、臨時休業等による場合。(定期休業日については別紙に記載)
- (4)その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

(会員の自己責任と会社の免責)

第 28 条 会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。

- 2 本クラブは会員から品物を預かることは致しません。会員が本クラブの利用に際して生じた所持品の盗難、紛失または毀損については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
- 3 会員が本クラブの施設利用中、会員の責に帰す事由により生じた自己または他の会員の損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は一切関与致しません。

(会員の損害賠償責任)

第 29 条 会員が本クラブの施設の利用中、自己の責に帰す事由により会社又は第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に対する責を負うものとします。

(個人情報保護)

第 30 条 会社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守すると共に、お客様の個人情報ははじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。プライバシーポリシーは施設内及び会社ホームページに掲示いたします。

(細則)

第 31 条 本規約に定めのないもので本クラブの管理運営上必要な事項について、会社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができますものとします。

(改正)

第 32 条 会社は、本規約及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本クラブの管理運営に関する事項を改定することができますものとします。

(通知予告)

第 33 条 本規約および本クラブの諸事情に関する通知または予告は、本クラブ所定の場所に提示する方法により行います。

(発効)

第 34 条 本会則は 2016 年 11 月 14 日より発効致します。

(以下余白)